

男鹿市建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男鹿市が発注する測量、設計、調査等委託業務（以下「建設コンサルタント」という。）の指名競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査)

第2条 市長は、資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、別表1に掲げる業務の種類ごとに入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査は、2年に1回定期の審査を行うものとし、新規及び業種の追加等の申請があった場合は、追加の審査を行うものとする。

3 次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定に該当する者。

(2) 測量業務にあたっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務（建築一般のみ）にあたっては、建築士法（昭和25年法律第200号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者。

(3) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められるもの。

(資格審査の申請)

第3条 市長は、申請者に対し、一般競争（指名競争）参加資格申請書（（測量・建設コンサルタント等）以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 申請書の様式及び受付期間等の入札参加資格申請要領は別に定める。

3 申請書及び添付書類の提出部数は1部とし、総務企画部財政課へ提出するものとする。

(名簿への登載)

第4条 市長は資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者については、資格者名簿に登載するものとする。

2 名簿の有効期間は、次の定期審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

(変更の届出)

第5条 市長は、有資格者に次の事項について変更があった場合は、すみやかに建設コンサルタント業務等の変更届を提出させるものとする。

(1) 法令等による登録に係る登録番号及び登録年月日

(2) 商号又は名称

(3) 法令等による登録に係る登録番号及び登録年月日

(4) 商号又は名称

(5) 法人の代表者又は個人事業主の氏名

(6) 契約等を委任されている者の氏名

(7) 住所又は所在地

(8) 電話番号

(入札参加資格の取り消し)

第6条 市長は、次の各号の一に該当する者について、入札参加資格を取り消しすることができるものとする。

(1) 測量法及び建築士法で規定する登録を失った者

(2) 第2条第3項第1号又は第3号に該当した者

(3) 虚偽の申請等により入札参加資格を受けた者

(資格審査委員会の設置)

第7条 資格審査委員会のについては、男鹿市建設工事入札制度実施要綱第11条の規定を準用する。

2 資格審査委員会の構成、委員長の責務及び会議については、男鹿市建設工事入札制度実施要綱第12条、第13条及び第14条の規定を準用する。

(指名の基準)

第8条 契約権者は、別表1の左欄に掲げる業務に対応する入札参加資格を受けている者のうちから指名するものとする。

2 前項の規定により指名する業者の数は、5人以上とする。ただし、特別な技術を要する業務を実施する場合、又は業務の種類、内容、若しくは地域の建設コンサルタント業者等の能力等を勘案し、これにより難しいと認められる場合は、有効な競争力を確保した業者数を指名するものとする。

(指名時の留意事項)

第9条 指名においては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 信用度
- (2) 手持業務の状況
- (3) 技術者の保有状況
- (4) 業務の実績
- (5) その他

(指名審査委員会の設置等)

第10条 指名審査委員会の設置等については、男鹿市建設工事入札制度実施要綱第16条第1項、同条第2項第1号、同条第3項及び第4項の規定を準用する。

(会議の招集)

第11条 資格審査委員会及び指名審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(指名停止)

第12条 指名停止については、男鹿市建設工事入札制度実施要綱第18条の規定を準用する。

(庶務)

第13条 資格審査委員会及び指名審査委員会の庶務は、総務企画部財政課において行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年5月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に合併前の男鹿市、若美町の要綱の規定により資格審査し格付されている者については、引き続きこの規定により適用されたものとする。

附 則

- 3 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

- 4 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表 1

第1欄（業務の種類）	第2欄（業務の概要）	第3欄（業務の内容）
測量業務	土地の測量（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。）を行う業務	測量一般、地図の調整、航空写真
土木関係 建設コンサルタント業務	土木に関する工事の設計、若しくは土木に関する調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、発電土木道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園、港湾及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画
建築関係 建設コンサルタント業務	建築に関する工事の設計及び監理、若しくは建築に関する工事の調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務	建築一般、意匠、構造暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査
補償コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得、若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業、特殊補償、事業損失、補償関連
地質調査業務	地質又は土質について調査、計測、解析、判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査、企画、立案、若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務	地質調査
環境調査業務	環境全般について調査、計測、解析、判定を行う業務	騒音調査、振動調査、大気調査、日照調査、電波調査、水質調査、その他